

平成27年 3月12日

佐渡市告示第41号

佐渡市地方創生総合戦略策定・推進会議開催要綱

(趣旨)

第1条 まち・ひと・しごと創生法(平成26年法律第136号)に基づき、本市におけるまち・ひと・しごと創生総合戦略(以下「総合戦略」という。)を策定し、及び推進するに当たり、広く市民等からの意見、助言等(以下「意見等」という。)を反映するため、佐渡市地方創生総合戦略策定・推進会議(以下「会議」という。)を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 会議において意見等を求める事項は、次に掲げるとおりとする。

地方人口ビジョン及び総合戦略案に関する事項

各施策の実施状況の総合的な検証に関する事項

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、会議への参加を求めるものとする。

地域団体の代表者

学識経験者

関係行政機関の職員

産業界及び金融機関の関係者

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として同一の者に継続して会議への参加を求めるものとする。

(座長)

第4条 会議の参加者は、その互選により会議を進行する座長を定めるものとする。

2 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長の指名する参加者が座長を務めるものとする。

(関係者の出席)

第5条 市長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見等を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第6条 会議の開催期間は、おおむね2年間を目途とする。

(アドバイザーの設置)

第7条 市長は、特に必要があると認めるときは、アドバイザーを設置し、会議への出席を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 会議の参加者及び関係者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。会議が終了した後も、同様とする。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、総合政策課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。